参考様式第１-16号（第８条第14号関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４）

**①　同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合の記載例（農業職種）です。**

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習生の報酬に関する説明書

　技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

１　技能実習生に対する報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①技能実習生の氏名 | ローマ字 | 　　OTU　HEITEI　　乙　　丙丁 |
| 漢字 |
| ②技能実習生の職務内容や責任の程度 | 　農業職種に従事する第１号技能実習生。安全管理や衛生管理に関する基礎的な技能（農器具の整理整頓、保護具等の着用等）を身に付けるほか、初歩的な作業（肥料の区別、灌水作業等）を中心に行っている。　班長である技能実習指導員の指導の下で、指示を受けて業務を行っている。 |
| ③技能実習生の年齢、性別及び経験年数 | （　２０　才　）（　男　・　女　）　（経験　母国で１　年） |
| ④技能実習生に対する報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　９００　　円 |
| ⑤第１号技能実習での報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑥第２号技能実習での報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑦その他 | 　 |

（注意）

１　①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

２　③の経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。

３　④から⑥までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、⑤は第２号技能実習又は第３号技能実習の場合、⑥は第３号技能実習の場合に記載すること。

４　⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

２　同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度 | 農業職種に従事１年目の職員Ａ。安全管理や衛生管理に関する基礎的な技能（農器具の整理整頓、保護具等の着用等）を身に付けるほか、初歩的な作業（肥料の区別、灌水作業等）を中心に行っている。　班長の指導の下で、指示を受けて業務を行っている。 |
| ②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | （　３０　才　）　（　男　・　女　）　（経験　　１　年） |
| ③比較対象となる日本人労働者の報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　９００　　円 |
| ④技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 | 職員Ａは、技能実習生と同様に経験年数は１年であり、任されている業務の範囲や業務量についても、技能実習生と変わらない。　また、ともに班長の指導の下で、指示を受けて業務を行っており、業務における責任も同程度である。 |
| ⑤その他 | 　 |

（注意）

１　①は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

３　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度 | 　 |
| ②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | 　（　　　才　）　（　男　・　女　）　（経験　　　　年） |
| ③最も近い職務を担う日本人労働者の報酬 | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ④賃金規程の有無及び賃金規程に基づく賃金 | 規程の有無 | 有　　・　　無 |
| 有の場合 | 賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 |  |
| ⑥その他 |  |

（注意）

１　①は、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。

５　⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

　　　　　　２０××年　　〇〇月　　〇〇日　　作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称　機構　太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　作成責任者　役職・氏名　　　代表　機構　太郎

参考様式第１-16号（第８条第14号関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４）

**②　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合（賃金規程有）の記載例（農業職種）です。**

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習生の報酬に関する説明書

　技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

１　技能実習生に対する報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①技能実習生の氏名 | ローマ字 | 　　OTU　HEITEI　　乙　　丙丁 |
| 漢字 |
| ②技能実習生の職務内容や責任の程度 | 　農業職種に従事する第１号技能実習生。安全管理や衛生管理に関する基礎的な技能（農器具の整理整頓、保護具等の着用等）を身に付けるほか、初歩的な作業（肥料の区別、灌水作業等）を中心に行っている。　班長である技能実習指導員の指導の下で、指示を受けて業務を行っている。 |
| ③技能実習生の年齢、性別及び経験年数 | （　２０　才　）（　男　・　女　）　（経験　母国で１　年） |
| ④技能実習生に対する報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　９００　　円 |
| ⑤第１号技能実習での報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑥第２号技能実習での報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑦その他 | 　 |

（注意）

１　①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

２　③の経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。

３　④から⑥までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、⑤は第２号技能実習又は第３号技能実習の場合、⑥は第３号技能実習の場合に記載すること。

４　⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

２　同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度 |  |
| ②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | （　　　　才　）　（　男　・　女　）　（経験　　　　年） |
| ③比較対象となる日本人労働者の報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ④技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 |  |
| ⑤その他 | 　 |

（注意）

１　①は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

３　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度 | 農業職種に従事5年目の職員Ｂ。５年間の経験の中で、安全管理や衛生管理について高い技能（農器具の整理整頓、保護具等の着用等の基礎的な技能はもとより、異常時の応急措置等も担当）を有しているほか、初歩的な作業（肥料の区別、灌水作業等）から一定の技術が必要な作業（施肥設計作業等）までを行っている。　班長を補佐する役割を与えられており、新入職員を指導することもある。 |
| ②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | 　（　４３才　）　（　男　・　女　）　（経験　　５　年） |
| ③最も近い職務を担う日本人労働者の報酬 | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　１，２００　円 |
| ④賃金規程の有無及び賃金規程に基づく賃金 | 規程の有無 | 有　　・　　無 |
| 有の場合 | 賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　９００　円 |
| ⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 | 職員Ｂは、賃金規程に基づき、勤続５年目の職員としての報酬が決定されている。技能実習生は、同一の賃金規程に基づき、勤続１年目の職員としての報酬が決定されている。 |
| ⑥その他 |  |

（注意）

１　①は、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。

５　⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

　　　　　　２０××年　　〇〇月　　〇〇日　　作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称　機構　太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　作成責任者　役職・氏名　　　代表　機構　太郎

参考様式第１-16号（第８条第14号関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４）

**③　常勤者が代表者のみ（同程度の技能等を有する日本人労働者がいない）の場合（賃金規程無）の記載例（農業職種）です。**

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習生の報酬に関する説明書

　技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

１　技能実習生に対する報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①技能実習生の氏名 | ローマ字 | 　　OTU　HEITEI　　乙　　丙丁 |
| 漢字 |
| ②技能実習生の職務内容や責任の程度 | 　農業職種に従事する第１号技能実習生。安全管理や衛生管理に関する基礎的な技能（農器具の整理整頓、保護具等の着用等）を身に付けるほか、初歩的な作業（肥料の区別、灌水作業等）を中心に行っている。　班長である技能実習指導員の指導の下で、指示を受けて業務を行っている。 |
| ③技能実習生の年齢、性別及び経験年数 | （　２０　才　）（　男　・　女　）　（経験　母国で１　年） |
| ④技能実習生に対する報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　９００　　円 |
| ⑤第１号技能実習での報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑥第２号技能実習での報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑦その他 | 　 |

（注意）

１　①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

２　③の経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。

３　④から⑥までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、⑤は第２号技能実習又は第３号技能実習の場合、⑥は第３号技能実習の場合に記載すること。

４　⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

２　同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度 |  |
| ②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | （　　　　才　）　（　男　・　女　）　（経験　　　　年） |
| ③比較対象となる日本人労働者の報酬 |  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ④技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 |  |
| ⑤その他 | 　 |

（注意）

１　①は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

３　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度 | 常勤者は代表者のみであり、最も近い職務を担う日本人労働者はいない。 |
| ②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | 　（　　　才　）　（　男　・　女　）　（経験　　　　年） |
| ③最も近い職務を担う日本人労働者の報酬 | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　円 |
| ④賃金規程の有無及び賃金規程に基づく賃金 | 規程の有無 | 有　　・　　無 |
| 有の場合 | 賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 | 近隣の同種の日本人労働者に関する求人情報から、日本人労働者が担う業務や責任の程度が技能実習生よりも同等（上記１②）以上、かつ、日本人労働者の報酬が技能実習生よりも同等（上記１④）以下のものを基準として報酬額を設定した。 |
| ⑥その他 | 上記⑤の求人票の写しを添付する。●本様式の別添として、⑤で引用した「求人票の写し」を添付してください。 |

（注意）

１　①は、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。

５　⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

　　　　　　２０××年　　〇〇月　　〇〇日　　作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称　機構　太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　作成責任者　役職・氏名　　　代表　機構　太郎